

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分並びに同日付け及び同月○日付けで請求人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に入社し、アルバイトの乗務員を経て、平成○年から本社D部に所属し、当直時の責任者として勤務していた。

請求人によると、平成○年○月○日頃の当直勤務時、乗務員の点呼の際、言葉を発することができない症状が出現したとしており、同年○月○日に病院に受診するため年次有給休暇を取得したものの受診せず、翌○日に自宅で倒れてE病院に救急搬送され「急性期脳梗塞」が強く疑われたことから、同日、F病院に搬送されたところ、「アテローム硬化性脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 審査会の判断

(1) 請求人が発症した疾病及びその発症時期について、F病院のG医師は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月○日より言語障害、体動困難があったことから、同日に本件疾病を発症した旨述べている。一方、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月○日の当直勤務頃に、乗務員の乗務前点呼の際に紙に書いた文字が何と書いてあるかは理解できたが、口から言葉を発せない、言葉が出ない症状が出現していたということであり、F病院の造影C Tで確認されているように、左中大脳動脈上行枝閉塞により左大脳半球の言語中枢が損傷され、本件疾病と明らかな関連性のある運動性失語症が前駆症状として現れていたものと判断するのが妥当であって、前駆症状が確認された同日に本件疾病を発症したものと判断することが妥当である旨、述べている。

この点、請求人は、平成○年○月○日付け聴取書において、平成○年○月○日の当直勤務頃に、H医師が述べる上記症状が出現したとするとともに、「言葉が出ないといった症状については、その後も続いていたが、医療機関に受診することはなかった。」旨、申述していることからみて、当審査会としては、H医師の意見が妥当であり、同日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準につい

て」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人らは、仮眠時間中にトラブルが生じた場合などには対応しなければならないことから、仮眠時間は労働時間に含めるべきであり、また、休憩時間も監督署長が認定したほどの長い時間は取得していないとして、請求人の1か月当たりの時間外労働時間数は優に80時間を超えている旨主張していることから、時間外労働時間数について、検討すると、次のとおりである。

ア 始業・終業時刻については、他の労働者とともに営業日報に明確に記載されていることから、請求人の自己申告による時刻とすることが妥当である。

イ 休憩時間について、請求人は、上記聴取書において、休憩中であっても、タクシー運転手がオイル交換・部品交換を頼んできたり、電話応対をする必要があったりして、時間的に拘束されており、会社で決められた休憩時間をきちんと取得することが難しい状況にあった旨申述している。

しかし、この点について、I次長は、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、「運転手がオイル交換・部品交換を頼んできたとしても、(その処理の)時間はせいぜい10分ないし20分ぐらいで、臨機応変に対応して、休憩時間をずらして取得するということはみんなしており、請求人だけが食事も取れないような仕事をしていたということはない。」と述べ、営業補助のJは、同月日○付け聴取書において、要旨、「D部の仕事柄、決められた休憩時間に決まって取得するといったことは難しい状況にあるが、オイル交換に要する時間はせいぜい15分、ダイナモの取り換えになると長くなり1時間程度であるが、時間をずらして休憩時間を取得することができるし、取り立てて請求人だけが食事も取れないように仕事をしていたということはほとんどなかった。」と述べ、K課長も、平成○年○月○日付け聴取書において、同旨の意見を述べている。

以上の会社関係者の申述に鑑みると、オイル交換やダイナモの取り換えなどのために休憩時間をずらすことはあったと推認されるが、食事を取れないような状況であったとは認められず、基本的には昼1時間、夜1時間の休憩時間を取得できていたと考えることが相当であり、したがって、監督署長の

判断は妥当である。

ウ 請求代理人は、仮眠時間について、すべての時間が待機時間であり、労働時間とみなすべきである旨主張しているが、請求人自身、上記聴取書において、「午後10時か11時頃から4時間ぐらい取得していた、それ以上の時間を取得することは滅多になかった。」旨述べており、少なくとも4時間の仮眠時間を取得できていたことは自認しているものである。

この点、会社関係者によると、I次長は、上記聴取書において、要旨、「請求人は、他の社員から聞いた話では、午後9時から翌日の午前3時、4時まで長く仮眠を取るような状況であったようである。」と述べ、また、営業補助のJも、上記聴取書において、要旨、「請求人は、午後9時から翌日の午前3時30分ないし4時まで長く仮眠を取るような状況にあり、他の当直の責任者より、3時間ないし4時間も長く、乗務員から『まだ寝とっとね、早よう起きんね。』と毎回起こされる状況であった。」と述べている。さらに、K課長は、上記聴取書において、要旨、「当直の深夜時間帯における事故対応はせいぜい月に1、2回あるかどうかであり、請求人が事故の対応のため仮眠ができなかったということはほとんどなかったと思う。」と述べている。

以上のように、会社関係者は、請求人の仮眠状況についてかなり具体的な申述を行っており、信ぴょう性は高いと判断できるものであり、各営業補助職員との間で取得できた仮眠時間を労働時間から除外することとした監督署長の取扱いも、妥当であると判断する。

なお、請求人らは、仮眠時間を含めて拘束時間のすべてを労働時間とみなすよう主張しているが、上記大星ビル管理事件の最高裁判決では、「作業の必要性が生じたときには相応の対応を義務付けられた」場合において、これを労働時間とみなすと判断しているところであり、本件において、会社関係者は事故対応はあっても月に1回か2回あるかどうかである旨申述しており、仮眠時間中に業務に従事することはほとんどなかったものと考えられることから、同事件とは事情が全く異なるものである。

エ 以上のことから、当審査会は、監督署長が集計した労働時間は妥当であると判断するものであり、請求人らの各主張を認めることはできない。

(4) 次に、認定基準に照らして、請求人の業務における過重性についてみると、本件疾病の発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実

は認められず、また、短期間（発症前おおむね1週間）の過重業務及び長期間（発病前おおむね6か月間）の過重業務については、決定書理由第2の2の（2）のエ及びオで説示するとおり、過重な業務に従事したとは認められないとする審査官の評価は妥当であると判断する。

（5）請求人には、高血圧症の基礎疾患があり、喫煙歴（○歳頃から受診した平成○年○月○日の直前まで1日40本喫煙）があることが認められる。なお、請求人らは、当該基礎疾患自体が長時間労働に起因するものであると主張しているが、何ら具体的な根拠を示してはおらず、採用できないものである。

（6）以上のことから、当審査会は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとの決定書理由第2の2の（2）のカの審査官の結論は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。